

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4888020号
(P4888020)

(45) 発行日 平成24年2月29日 (2012. 2. 29)

(24) 登録日 平成23年12月22日 (2011. 12. 22)

(51) Int. Cl. F I
B 6 5 D 5/488 (2006.01) B 6 5 D 5/48 G

請求項の数 5 (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2006-268932 (P2006-268932)	(73) 特許権者	000002897
(22) 出願日	平成18年9月29日 (2006. 9. 29)		大日本印刷株式会社
(65) 公開番号	特開2008-87795 (P2008-87795A)		東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
(43) 公開日	平成20年4月17日 (2008. 4. 17)	(74) 代理人	100085501
審査請求日	平成21年7月31日 (2009. 7. 31)		弁理士 佐野 静夫
		(72) 発明者	上西 伸一
			東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
			大日本印刷株式会社内
		(72) 発明者	横岩 博見
			東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
			大日本印刷株式会社内
		(72) 発明者	辻本 隆亮
			東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
			大日本印刷株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 個別包装物品用紙箱

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

個別包装された物品を複数個収納し、上面のリッド部を引き上げると前記物品を収納した物品用コンパートメントが露出する個別包装物品用紙箱において、

前記物品用コンパートメントに隣接して廃棄物用コンパートメントを区画し、この廃棄物用コンパートメントには、前記リッド部によって覆い隠される箇所に廃棄物投入口を設けたものであり、

当該個別包装物品用紙箱は、ボトム部と、前記ボトム部の対向辺に接続されたフロント部及びリア部と、前記リア部に接続されたトップ部と、を含むブランクシートを起函し糊付けして形成されるものであり、前記トップ部の少なくとも一部に前記リッド部が形成されるときも、前記フロント部に接続された水平短冊及び垂直短冊により前記廃棄物用コンパートメントが形成されるものであり、

前記垂直短冊の左右両端に、前記フロント部の裏面に当接して前記物品用コンパートメント側からの圧力を支える空間維持用フラップを形成したことを特徴とする個別包装物品用紙箱。

【請求項2】

前記リッド部の閉蓋状態維持装置が設けられていることを特徴とする請求項1に記載の個別包装物品用紙箱。

【請求項3】

ブランクシートの打ち抜き加工により前記廃棄物投入口となる開口を形成したことを特徴

とする請求項 1 または 2 に記載の個別包装物品用紙箱。

【請求項 4】

前記廃棄物投入口となるべき箇所に破断線を入れ、破断線の破断により開口を形成することを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の個別包装物品用紙箱。

【請求項 5】

ブランクシートにスリットを入れて前記廃棄物投入口となるフラップ付き開口を形成したことを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の個別包装物品用紙箱。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は個別包装された物品を複数個収納する個別包装物品用紙箱に関する。

【背景技術】

【0002】

個別包装された物品を紙箱に複数個収納し、使用者が物品を 1 個ずつ取り出すタイプの物品パッケージは、特に菓子類のパッケージとして日常なじみの深いものである。この場合、物品を取り出した後の個別包装は廃棄物になる。また、物品がチューインガムであれば、その噛みかすも廃棄物になる。これらの廃棄物を散らかすことのないよう、その収納部を設けた個別包装物品用紙箱が特許文献 1 に記載されている。また、特許文献 2、3 には、個別包装物品用ではなくティッシュペーパー用の紙箱であるが、使用済みペーパーの収納部を設けたものが記載されている。

【特許文献 1】特開平 6 - 1 3 5 4 3 6 号公報

【特許文献 2】特開昭 5 3 - 1 1 3 6 8 1 号公報

【特許文献 3】実開平 5 - 6 1 0 8 1 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

やや大きめの個別包装物品用紙箱であって、物品を取り出すための開口が上面にあるものでは、載置面（テーブル、デスク、床、自動車のダッシュボードなどの各上面）に紙箱を置いて物品を取り出すというのが自然な使い方になる。特許文献 1、3 に記載された紙箱は、内容物を取り出す開口を備えた側面と反対側の側面に廃棄物投入口が設けられている。この構造を載置面に載置するタイプの個別包装物品用紙箱に適用すると、紙箱の底面に廃棄物投入口が来ることになり、非常に使いにくいものになってしまう。廃棄物投入口の存在を認識できないことすらあり得る。

【0004】

特許文献 2 に記載された紙箱は、廃棄物投入口が前面に設けられているので、特許文献 1、3 記載の構造のような問題はない。しかしながら、廃棄物投入口が紙箱の正面に堂々と露出しているというのは、個別包装物品用紙箱の美観及び衛生イメージを損なうことになり、好ましくない。

【0005】

本発明は上記の点に鑑みなされたものであり、収納した個別包装物品に由来する廃棄物の収納部を設けた個別包装物品用紙箱において、廃棄物投入口が使いやすい位置に設けられ、しかもそれが美観や衛生イメージを損なわないようにすることを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記目的を達成するために本発明は、個別包装された物品を複数個収納し、上面のリッド部を引き上げると前記物品を収納した物品用コンパートメントが露出する個別包装物品用紙箱において、前記物品用コンパートメントに隣接して廃棄物用コンパートメントを区画し、この廃棄物用コンパートメントには、前記リッド部によって覆い隠される箇所に廃棄物投入口を設けたものであり、当該個別包装物品用紙箱は、ボトム部と、前記ボトム部の対向辺に接続されたフロント部及びリア部と、前記リア部に接続されたトップ部と、を

10

20

30

40

50

含む ブランクシートを起函し糊付けして形成されるものであり、前記トップ部の少なくとも一部に前記リッド部が形成されるとともに、前記フロント部に接続された水平短冊及び垂直短冊により前記廃棄物用コンパートメントが形成されるものであり、前記垂直短冊の左右両端に、前記フロント部の裏面に当接して前記物品用コンパートメント側からの圧力を支える空間維持用フラップを形成したことを特徴としている。

【0007】

この構成によると、個別包装や菓子の食べかすなどの廃棄物を、その物品を取り出した紙箱に直ちに収納でき、廃棄物で周囲を汚すこともなく、廃棄物の最終処分も楽である。そして廃棄物投入口は物品取り出し用のリッド部によって覆い隠される箇所に設けられているから、使い勝手が良い。またリッド部を閉じておけば美観や衛生イメージを損なうこともない。また、単一のブランクシートにより廃棄物用コンパートメントを形成することができる。さらに、垂直短冊の下端を糊付けする手間が省ける。物品用コンパートメントの中身が減り、廃棄物用コンパートメントの中身が増えれば、垂直短冊の下端が物品用コンパートメントの方へ開き、廃棄物用コンパートメントの容積が増える。このため、より多くの廃棄物を収納することが可能になる。

10

【0008】

また本発明は、上記構成の個別包装物品用紙箱において、前記リッド部の閉蓋状態維持装置が設けられていることを特徴としている。

【0009】

この構成によると、リッド部が自然に開かないようにしておけるので、廃棄物投入口から廃棄物がこぼれるのを防止できる。また廃棄物投入口を目立たなくしておける。

20

【0010】

また本発明は、上記構成の個別包装物品用紙箱において、ブランクシートの打ち抜き加工により前記廃棄物投入口となる開口を形成したことを特徴としている。

【0011】

この構成によると、廃棄物投入口を簡単に形成することができる。

【0012】

また本発明は、上記構成の個別包装物品用紙箱において、前記廃棄物投入口となるべき箇所に破断線を入れ、破断線の破断により開口を形成することを特徴としている。

【0013】

この構成によると、使用者が必要を感じたときに廃棄物投入口を開ければよく、それまでは廃棄物投入口が見えない、美観に優れた状態で物品を消費することができる。

30

【0014】

また本発明は、上記構成の個別包装物品用紙箱において、ブランクシートにスリットを入れて前記廃棄物投入口となるフラップ付き開口を形成したことを特徴としている。

【0015】

この構成によると、廃棄物投入口を形成することによりゴミが発生するということがない。また廃棄物用コンパートメントの内部を見えなくするとともに、そこから廃棄物が漏れるのを防ぐことができる。

【発明の効果】

40

【0022】

本発明によると、個別包装や菓子の食べかすなどの廃棄物を、その物品を取り出した紙箱に直ちに収納でき、廃棄物で周囲を汚すこともなく、廃棄物の最終処分も楽である。廃棄物投入口は物品取り出し用のリッド部によって覆い隠される箇所に設けられているから使い勝手が良く、リッド部を閉じておけば美観や衛生イメージを損なうこともない。また、単一のブランクシートにより廃棄物用コンパートメントを形成することができる。さらに、垂直短冊の下端を糊付けする手間が省ける。物品用コンパートメントの中身が減り、廃棄物用コンパートメントの中身が増えれば、垂直短冊の下端が物品用コンパートメントの方へ開き、廃棄物用コンパートメントの容積が増える。このため、より多くの廃棄物を収納することが可能になる。

50

【発明を実施するための最良の形態】**【0023】**

以下、本発明の一実施形態を図1 - 5に基づき説明する。図1 - 3は個別包装物品用紙箱の斜視図にして、図1は密封状態、図2は開封状態、図3は開封後リッド部を再び閉じた状態を示す。図4は概略断面図、図5はブランクシートの展開図である。

【0024】

図1の個別包装物品用紙箱1は、図5に示すブランクシート10を起函し、ホットエア、ホットメルト接着剤、コールドグルー接着剤などで所定箇所を糊付けして形成される。ちなみに図5に示されているのは個別包装物品用紙箱1の内側になる面である。ブランクシート10は個別包装物品用紙箱に求められる耐水性、撥水性などの素材特性を備えた印刷済み紙シートを所定の形状に打ち抜き、折り線（点線で表す）や開封用の破断線（破線で表す）、あるいはスリットを入れて形成されるものであり、次の部分からなる。

【0025】

まずボトム部11がある。ボトム部11は矩形であり、その両長辺には同じく矩形の第1フロント部12とリア部13が連設されている。リア部13のボトム部11から離れた側の長辺にはトップ部14が連設されている。トップ部14のリア部13から離れた側の長辺には第1フロント部12の前面に重なる第2フロント部15が接続されている。第1フロント部12のボトム部11から離れた側の長辺には水平短冊16が接続され、水平短冊16には垂直短冊17が接続される。垂直短冊17には糊付け用フラップ18が接続される。

【0026】

ボトム部11の両短辺にはボトムフラップ20L、20Rが連設される。同様にリア部13の両短辺にはサイドフラップ21L、21Rが連設され、トップ部の両短辺にはトップフラップ22L、22Rが連設され、第2フロント部15の両短辺にはサイドフラップ23L、23Rが連設される。ボトムフラップ20L、サイドフラップ21L、トップフラップ22L、サイドフラップ23Lは図5においていずれも左の方向に延び出し、ボトムフラップ20R、サイドフラップ21R、トップフラップ22R、サイドフラップ23Rは図5においていずれも右の方向に延び出す。

【0027】

トップ部14から第2フロント部15にかけ、ジッパー加工や紙の厚さの半ばまで刃を入れるハーフカット加工により開封ライン30が形成されている。開封ライン30を破断すると、トップ部14とつながった開閉自在なリッド部31（図2参照）が形成される。リッド部31は自由端側に幅の狭い差込片32を有し、第1フロント部12にはこの差込片32を受け入れる円弧状のスリット33が形成されている。水平短冊16に目を転ざると、そこには廃棄物投入口34が打ち抜き加工で形成されている。

【0028】

上記ブランクシート10において、ボトム部11に対し第1フロント部12を折り曲げ、第1フロント部12に対し水平短冊16を折り曲げ、水平短冊16に対し垂直短冊17を折り曲げ、垂直短冊17に対し糊付けフラップ18を折り曲げる。またボトム部11に対しリア部13を折り曲げ、リア部13に対しトップ部14を折り曲げ、トップ部14に対し第2フロント部15を折り曲げる。糊付けフラップ18とボトム部11を糊付けし、第2フロント部15を第1フロント部12に糊付けする。この時、リッド部31及び差込片32が糊付けされないようにする。

【0029】

上記のように糊付けを行うと、左右両端が開いた個別包装物品用紙箱1の胴部が形成される。胴部の内部には物品用コンパートメント40と、それに隣接して廃棄物用コンパートメント41が区画される（図4参照）。物品用コンパートメント40の中に個別包装物品50を所定個数収納した後、胴部の左右両端を密封する作業に移る。

【0030】

まずサイドフラップ21L、21R、23L、23Rを内側に折り込む。その外側にボ

10

20

30

40

50

トムフラップ 20L、20R を立てる。さらにその外側にトップフラップ 22L、22R を折り重ねる。トップフラップ 22L をボトムフラップ 20L に糊付けし、トップフラップ 22R をボトムフラップ 20R に糊付けすれば、胴部の密封、ひいては個別包装物品用紙箱 1 の形成は完了する。

【0031】

個別包装物品用紙箱 1 は、開封ライン 30 を破断してリッド部 31 を引き上げることで、物品用コンパートメント 40 を露出させることができる(図 2 参照)。この状態で個別包装物品 50 を取り出す。個別包装物品 50 の個別包装材料や、物品が菓子である場合の食べかすなどは廃棄物投入口 34 から廃棄物用コンパートメント 41 に投入する。これにより、廃棄物で周囲を汚すことはなくなる。

10

【0032】

個別包装物品 50 を取り出さないときは、図 3 のようにリッド部 31 を閉じ、差込片 32 をスリット 33 に差し込んで閉蓋状態を保っておくことができる。すなわち差込片 32 とスリット 33 はリッド部 31 の閉蓋状態維持装置を構成する。これにより廃棄物投入口 34 はリッド部 31 で覆い隠され、美観や衛生イメージを損なうことがなくなる。差込片 32 をスリット 33 に差し込んでおけばリッド部 31 が自然に開くことはないので、廃棄物投入口 34 から廃棄物がこぼれるのを防止できるうえ、廃棄物投入口 34 を目立たなくしておける。

【0033】

物品用コンパートメント 40 の個別包装物品 50 を消費し尽くした後、個別包装物品用紙箱 1 を焼却処分に回す。廃棄物用コンパートメント 41 の中に入っていた廃棄物も一緒に焼却され、処分に手間がかからない。

20

【0034】

続いて図 6 以下の図に基づき他の実施形態を説明する。いずれの実施形態でも、実施形態 1 と共通の構成要素には第 1 実施形態で使用した符号をそのまま使用し、説明は省略するものとする。

【0035】

図 6 は第 2 実施形態に係る個別包装物品用紙箱の斜視図であり、開封状態を示す。第 2 実施形態は廃棄物投入口の形成の仕方に特徴を有する。すなわち第 2 実施形態では、廃棄物投入口となるべき箇所にはーフカット線よりなる破断線 35 が入っている。この部分を押し、破断線 35 が破断して開口が開き、その開口が廃棄物投入口となる。この構成によると、使用者が必要を感じたときに廃棄物投入口を開ければよく、それまでは廃棄物投入口 34 が見えない、美観に優れた状態で個別包装物品 50 を消費することができる。なお図のように破断線の一部を折り線としておけば、廃棄物投入口を開けた後の紙の抜きかすが水平短冊 16 から分離せず、それが外部に落下するおそれがない。

30

【0036】

図 7 は第 3 実施形態に係る個別包装物品用紙箱の斜視図であり、開封状態を示す。第 3 実施形態も廃棄物投入口の形成の仕方に特徴を有する。すなわち第 3 実施形態では、blankシート 10 の段階で水平短冊 16 にスリット 36 を入れてある。スリット 36 は、水平短冊 16 の長手方向に平行する形で長めのスリットを形成し、このスリットの両端に、斜めに対称的に伸び出す 2 本の短いスリットを形成し、計 4 本の短いスリットの端同士を折り線で結んだものである。スリットと折り線の部分の部分がフラップを構成する。このフラップを指で押し込むと廃棄物投入口が開く。この構成では、廃棄物投入口を形成することによりゴミが発生するということがない。またフラップの存在により廃棄物用コンパートメント 41 の内部が見えにくくなるとともに、そこから廃棄物が漏れることが防がれる。

40

【0037】

図 8 は第 4 実施形態に係る個別包装物品用紙箱の概略断面図、図 9 はそのblankシートの展開図である。第 4 実施形態では、垂直短冊 17 は糊付け用フラップ 18 を有していない。その代わりに、垂直短冊 17 の左右両端には空間維持用フラップ 37L、37R が形

50

成されている。

【0038】

個別包装物品用紙箱1の組み立て状態において、空間維持用フラップ37L、37Rは第1フロント部12の裏面に当接して物品用コンパートメント40側からの圧力を支える。これにより、垂直短冊17の下端を糊付けする手間が省ける。また、物品用コンパートメント40の中身が減り、廃棄物用コンパートメント41の中身が増えれば、垂直短冊17の下端が物品用コンパートメント40の方へ開き、廃棄物用コンパートメント41の容積が増える。このため、より多くの廃棄物を収納することが可能になる。

【0039】

第4実施形態の個別包装物品用紙箱1には、第1実施形態と同じ構造の廃棄物投入口34が形成されているが、これを第2実施形態の破断線35あるいは第3実施形態のスリット36に代えることも可能である。

【0040】

以上本発明の一実施形態につき説明したが、この他、発明の主旨から逸脱しない範囲で種々の改変を加えて実施することができる。

【産業上の利用可能性】

【0041】

本発明は物品を消費することにより廃棄物が発生する個別包装物品用紙箱に広く利用可能である。

【図面の簡単な説明】

【0042】

【図1】第1実施形態に係る個別包装物品用紙箱の密封状態における斜視図

【図2】同上個別包装物品用紙箱の開封状態における斜視図

【図3】同上個別包装物品用紙箱の開封後リッド部を再び閉じた状態における斜視図

【図4】同上個別包装物品用紙箱の概略断面図

【図5】同上個別包装物品用紙箱のブランクシートの展開図

【図6】第2実施形態に係る個別包装物品用紙箱の密封状態における斜視図

【図7】第3実施形態に係る個別包装物品用紙箱の密封状態における斜視図

【図8】第4実施形態に係る個別包装物品用紙箱の概略断面図

【図9】第4実施形態に係る個別包装物品用紙箱のブランクシートの展開図

【符号の説明】

【0043】

1 個別包装物品用紙箱

10 ブランクシート

11 ボトム部

12 第1フロント部

13 リア部

14 トップ部

15 第2フロント部

16 水平短冊

17 垂直短冊

18 糊付け用フラップ

20L、20R ボトムフラップ

21L、21R、23L、23R サイドフラップ

22L、22R トップフラップ

30 開封ライン

31 リッド部

32 差込片

33 スリット

34 廃棄物投入口

10

20

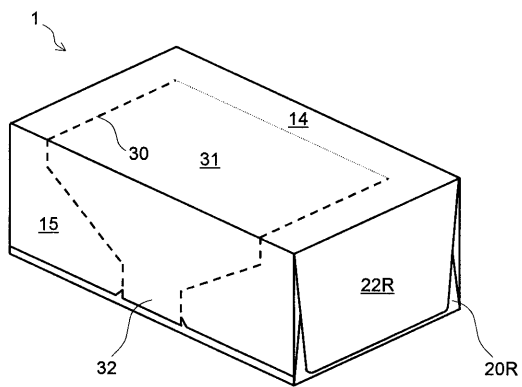
30

40

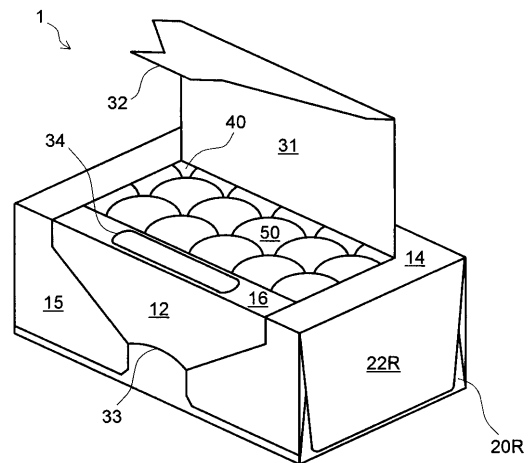
50

- 35 破断線
- 36 スリット
- 37 L、37 R 空間維持用フラップ
- 40 物品用コンパートメント
- 41 廃棄物用コンパートメント
- 50 個別包装物品

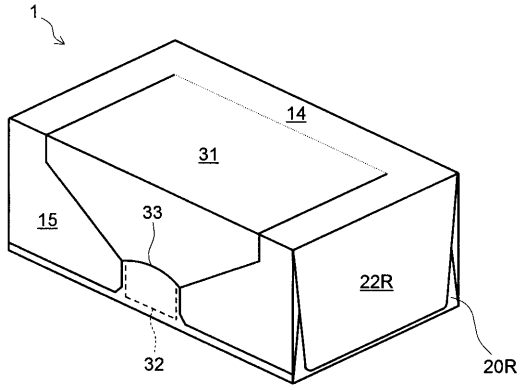
【図1】



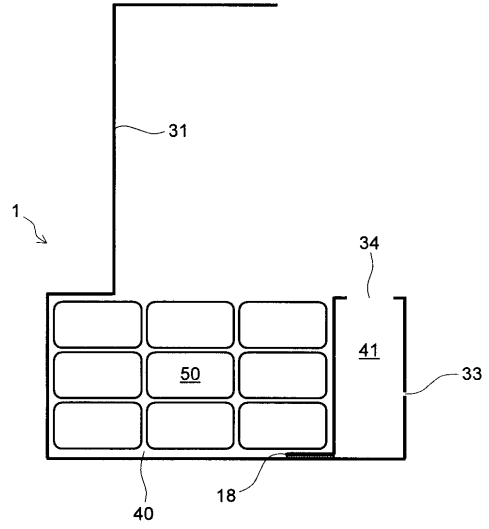
【図2】



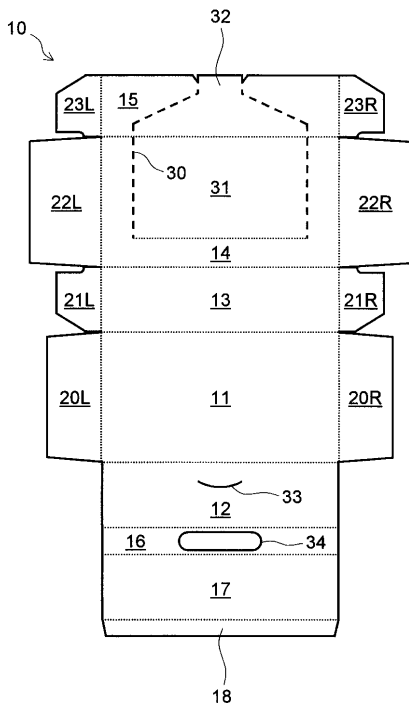
【 図 3 】



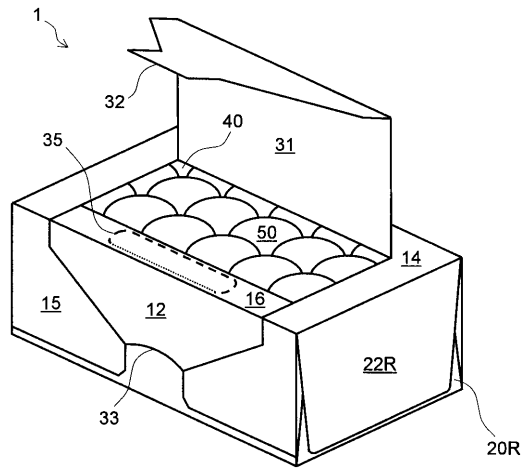
【 図 4 】



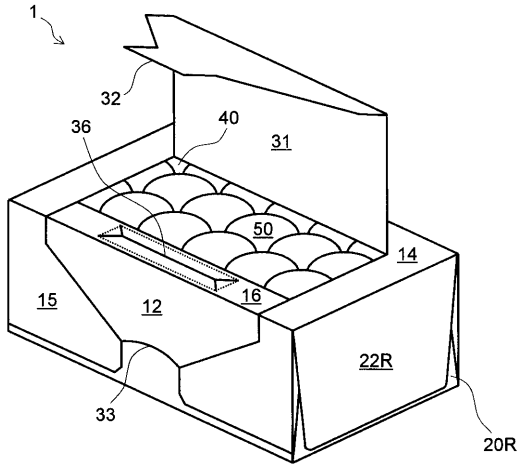
【 図 5 】



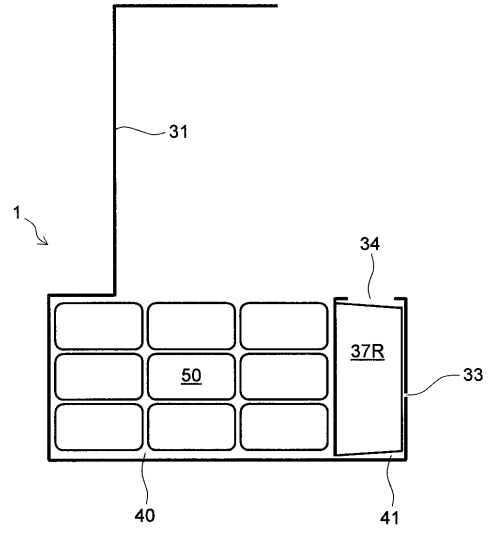
【 図 6 】



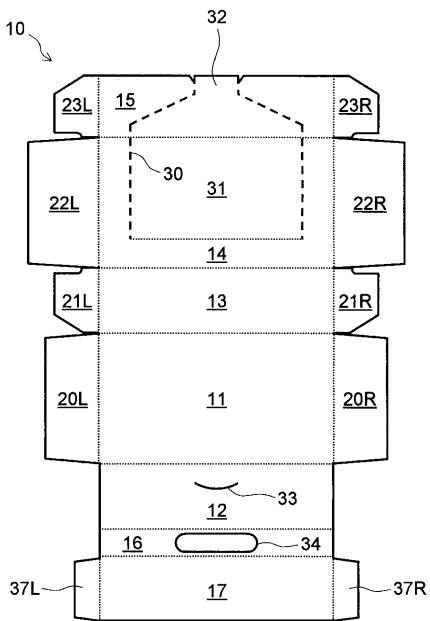
【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 9 】



フロントページの続き

(72)発明者 京岩 均
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内

審査官 杉山 健一

(56)参考文献 実開平05-061081(JP,U)
実開昭62-168317(JP,U)
特開2005-088975(JP,A)
特開昭53-113681(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
B65D 5/00 - 5/76